

高萩・北茨城広域事務組合財政事情書の作成及び公表に関する条例

令和元年10月9日

条例第28号

(趣旨)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条において準用する同法第243条の3第1項の規定による文書(次条において「財政事情書」という。)の作成及び公表に関し、必要な事項を定めるものとする。

(財政事情書の作成及び公表)

第2条 財政事情書の作成及び公表については、北茨城市財政事情書の作成及び公表に関する条例(昭和31年北茨城市条例第30号)の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。